

## 《論文》

# フィリピンのNGOによるストリート・チルドレンへの ケアサポート（第二報）

## —性暴力被害児の裁判事例を通じた検討—

渋谷 光 美

---

農業国であるフィリピンにおいて、ストリート・チルドレンが増加する構造的な要因とも考えられる貧困層の農村から都市部への移住や子どもへの人権侵害がなされやすいスラムや路上生活事情を概観した上で、NGOによる性暴力被害児に対する裁判サポートに関して、現地調査結果を踏まえた検討を行った。性暴力被害児の裁判事例では、ケアサポートを通じて、犯罪被害児としてのストリート・チルドレンが全く無力な状況から成長し解放されるとともに、そのような実践の蓄積過程が国家の法整備、裁判の在り方にも変革をもたらすという強い意識性のもとで、弁護士をはじめとした専門家との協働もなされていることとともに、子どもの権利条約の実効性を高めることにも通ずる意義が確認できた。

キーワード：子どもの権利条約、農村から都市部への移住、ストリート・チルドレン、性暴力被害児、裁判サポート

---

### 1. はじめに

『羽衣国際大学人間生活学部紀要』第16巻では、フィリピンにおけるNGOの活動について現地調査を実施し、増加傾向にあるストリート・チルドレンに対するソーシャルワークとしてのケアサポートは、貧困の世代連鎖を断ち切る上で極めて重要であるといった認識がなされ、実践が蓄積されてきていることを把握した（第一報）<sup>1)</sup>。今回は第二報として、性暴力被害児の裁判事例等を通じた検討を行った。

国際児童年にポーランドによって提案された「子どもの権利条約」が1989年の国際連合総会で採択された。子どもの権利条約の条項起草が進められていた時期にあたる1988年12月には、ユニセフの国際人道問題独立委員会（ICHI）によるストリート・チルドレンに関する調査報告書翻訳『ストリート・チルドレン——都市化が生んだ小さな犠牲者たち』（以下、報告書）が日本ユニセフ協会によって発刊された。

国際人道問題独立委員会は1983年7月に設置され、世界のすべての地域の知名人グループが重要な人道問題について、市民の関心を高める必要があることを痛感して設けられたものだという。国連総会が1981年に採択した「新国際人道秩序」は、「国際的取り決めや政府機関、民間援助団体（NGO）による行動をさらに強化して、人道的な行動を必要としている状況に効果的に対応する必要がある」（国際人道問題独立委員会1988：228）ことを強調した。

当時、ユニセフの推定で3,000万人以上のストリート・チルドレンが存在し、世界のトップクラスの国際委員会へ提出されたこの報告書は、それら都市の街頭にあって誰にも保護されていない子どもについての最初の包括的な調査の結果をまとめたものだとしている。

ストリート・チルドレンについて、「都市の街頭にあって誰にも保護されていない子ども」というのは極めて曖昧な言い回しではあるが、このことはストリート・チルドレンの定義の困難性がある点も指摘されている。街頭というのは専用に使われていない住居や廃地なども含めた広義の意味である。そこで一日のうちかなりの時間を費やしているという意味では、従来から問題にされてきた様々な状況の子どもたちを包括するような概念であり、定義が定まらなければ、国や地域で適切な統計を取ることもできず、その総計も推定の概数にならざるを得ない。

世界中の各地域に存在しているストリート・チルドレンについて、その存在が十分に理解されていない状況と相まって、一般市民には、何らかの問題を引き起こす、社会にとって厄介な存在としてのイメージが抱かれている場合の方が多いともいえる状況だ。

本稿では、このストリート・チルドレンに関する報告書の二つの側面に着目し、ストリート・チルドレンが増加する構造的な問題の概略を把握するとともに、子どもの権利保障への実践として、性暴力被害児へのケアサポートについて、フィリピンでの現地調査結果を踏まえ検討した内容を報告したい。

報告書の第一の側面は、ストリート・チルドレンは戦争や自然災害の犠牲者ではなく、いわば都市文明の犠牲者であり、基本的には開発途上国における急速な都市化現象を背景としているという点である。もちろん先進国においても、家を飛び出し街頭に出ている青少年は珍しくないことにも言及されている。先進国のストリート・チルドレンの大部分が、都心の崩壊や親の時代からの剥奪、慢性的な失業、困難な住宅事情、異常に高い離婚率に起因するなど、その背景は発展途上国とは異なっているが、両者とも家族の危機の犠牲者であり、家族構造や伝統的な価値観の崩壊、大量の移住、経済の高度化や悪化など共通の要因が増加している状況がある（国際人道問題独立委員会1989：35）。

とりわけ発展途上国では農村から都市部への移動・移住が急増し、都市の行政がその現象に有効に対処しきれず、悪化の一途をたどっている。この現象が農村の疲弊と結びついており、都市部への移動・移住は家庭崩壊をもたらす契機となる。

第二の側面は、「生活という点では、それらのストリート・チルドレンは、性的な搾取の第一の候補になっている。（中略）今では少年の買春が少女の買春と同様に珍しいものではない」（国際人道問題独立委員会1988：43）といった性暴力被害、性的虐待に関する側面である。

## 2. 研究方法、倫理的配慮

農業国であるフィリピンにおいてストリート・チルドレンが増加する構造的な要因とも考えられる、貧困層の農村から都市部への移住、および子どもへの人権侵害がなされやすいスラムや路上生活事情を概観した上で、性暴力被害児に対するNGOによるケアサポート、裁判サポートに関して、現地調査結果を踏まえた検討を行った。

現地調査では、ストリート・チルドレン等への支援活動をしているNGO代表者とスタッフ、合わせて5名へのインタビュー調査を実施した。調査期間は、2019年12月27日～2020年1月4日である。なお、インタビューは英語であり、本稿の日本語表記については筆者の責任に帰す。

倫理的配慮について、羽衣国際大学倫理委員会の承認を得て、現地調査では個人が特定され

ないようにし、調査結果は研究目的以外には使用せず、学術的方法で発表することを説明し同意を得て実施した。

### 3. 貧困層の農村から都市部への移住と生活事情

ストリート・チルドレンが増加する背景は、国や地域によっても多様な要因があるが、都市化現象の犠牲者でもあるという側面について概説する。

#### 3-1 経済成長下での失業・準失業層の急増

フィリピンは人口ボーナス期にあるが、果たしてその恩恵を十分に受けられているのであろうか。経済成長に有効となる三つの経路の一つ目は、生産年齢人口の増加に伴い、労働力の供給量が増える経路で、経済成長が成し遂げられる。しかしその前提として、実際の生産年齢人口増加分を受け止められる、十分な国内雇用の受け皿の存在が不可欠である。この雇用の受け皿拡大が長年の課題となっているフィリピンでは、人口増加がむしろ経済成長の足枷となっている。

第二の経路は、貯蓄率の増加による投資量の増加であり、第三は教育水準の向上に伴い、生産性が引き上げられる経路である。三経路とも、もちろん課題ばかりではなく、人口ボーナス期の存在自体が潜在力として強く認識されていることや、中間所得層の絶対数の増加にも繋がり、消費市場としての魅力を高め、海外からの投資の加速を通じた経済成長へのプラスになっている面もある（井出2017:49）。しかしながら、雇用の受け皿拡大につながりきらない現象は、産業構造上の課題として貧困層をさらに増幅させる。

フィリピンの産業構造として、GDPの産業別比率で見ると、サービス業等—59.8%、製造業等—30.6%、農業等—9.6%であるが、労働人口の分野別比率では、サービス業等—56.3%、農業等—25.4%、製造業等—18.3%となっている<sup>2)</sup>。農業に着目すると、GDP全体の約10%未満でしかないにも関わらず、労働人口では、約26%を抱え込んでいる。さらに雇用誘発力が大きいとされる製造業は、労働人口としては約19%に留まっている。この傾向は、人口ボーナス期により増加する生産人口分の国内雇用の受け皿が十分には存在していないという構造的な課題の表出だとも考えられる。

一国の経済発展のプロセスとして、通常は農業、製造業、サービス業の順番で、経済成長を牽引する産業が変遷することが多いが、フィリピンの場合は、製造業が経済成長を牽引するプロセスを半ばスキップする形で、サービス業が発展した。その点に関して、井出穰治氏は、発展途上国にとっての農業改革の意義という課題をはじめ、インフラ整備等の実情を踏まえた研究により指摘している。フィリピンでは十分な雇用が創出されていない結果、多くの貧困層を生み出すという構造的な問題を抱えている。狭義の失業率だけにとどまらず、準失業者——いわゆる完全に失業している訳ではないものの、十分な時間働くことができていない就業者——が多い（井出2017:68）ことにも注視する必要がある。

#### 3-2 貧困層の三都市圏での集中現象

農業国であるフィリピンでは、貧困者の大多数は、農民や農業労働者、漁民である。しかし貧困層は、明らかに三つの首都圏（マニラ首都圏、セブ首都圏、ダバオ首都圏）に集中してい

るといふ側面がある。このうちマニラ首都圏は政府の所在地で、国家財政・産業・商業・教育の中心地であるが、都市的貧困の相貌、貧困者を社会の周辺に追いやっていく状況は他都市の状況と同じである（シンシア1994：21）ことが指摘されている。

都市のスラム居住者の約80%は、農村からの移住者である。都市貧民という現象の最大の要因は、農村の貧困と抑圧の事実であり、人々を都市へ押し出している（シンシア1994：30）ことが、戦後の史実を踏まえたシンシア・D・ノラスコ氏による研究で明らかにされている。小学校の教育を受けただけで肉体作業の能力以上の熟練を持たない農村からの移住者が、都市で職を得ることの容易ならざることを思い知る。住居は不法占拠した他人の土地や人間が住むには危険で適さない架線や橋の下、墓地やゴミ捨て場等にさえ存在する。

不法占拠した土地には掘っ建て小屋から、他人に貸し付けるためにいくつかの空間に仕切られた建物などがあるが、スラムの居住には2世帯以上が入り、ひとつの屋根の下に平均12人がひしめいている。その部屋のベッドさえ、さらに貧しい人に「ベッド貸し」も行われている。折り畳みベッドを借りて、路上で寝る人もいる（シンシア1994：45）。筆者が訪比した際にも、大規模ショッピングモールに程近い路地裏に、何も敷かず就寝している家族が何組も見られた。

しかし、そのような生活を強いられた一人として、かつどれ程苦しい生活を強いられていようとも、より高い社会的地位にあるかのような雰囲気を漂わせて故郷の農村に帰ることで、都市の威信はより高く増幅されていく（シンシア1994：35）というのだ。

### 3-3 家族・親族間の絆、その特徴

フィリピンでは、家族・親族の特徴として強い絆が強調されることが多いが、明確な境界をもつ強固な集団というわけではなく、伸縮自在のゆるやかな血統ネットワークであるところにその特徴がある。そのネットワークの維持には「情」のみならず、「実利」の追求が根底的動機として強く働いている。つまり、生存戦略行動の最小単位として構成され機能しているともいえる。その側面は、家族・親族を超えた人間関係においても、持てる者が持たざる者に分け与える行為が社会規範化され（太田2018：183,188）、実際に根付いている。

そのような社会規範は、都市スラムでは農村部よりもより強化された形で表出されている。最初は親族、同郷者、同言語集団を頼って移住し、都市におけるより不確かな生活において、農村での相互扶助慣行はより強化される傾向になっていることが研究調査でも明らかにされている。さらに貧困層内の生活状況として相互扶助に留まらず、政府やNGOなどによる外部からのサポート機会や資源をも、生存戦力の一部に積極的に位置付けて主体的に遂行している（太田2018：191-202）。

問題は、そのような側面が貧困問題の根本的解決への動機を弱める背景としても影響しているという点であり、深刻さを増している。

### 3-4 人口抑制政策の困難性

フィリピンの人口増加は、むしろ経済成長の足枷となっている面も大きいわけだが、依然として多産少死の段階から少産少死の段階には移行せず、出生率が高い水準にある。「5歳未満の死亡率」は、194カ国中、死亡率の高い上位から数えて73番目（世界子ども白書2015）だが、出生率は穏やかに低下しているもののアジアの主要国と比べると高い状況にある。

フィリピンの出生率が高い理由として、総人口の8割程度を占め、政治的にも大きな力をもっているカトリック教会が、人工中絶のみならず避妊も認めない立場を伝統的にとってきたことが一因である（井出2017：51）とされる。またフィリピン人の親は、様々な理由から積極的に子どもを（できるだけ多くの子どもを）持つことを評価するように教えられてきた。最も重要な二つの理由は、子どもの家族への経済的貢献と老後の保障を期待するため（M.R.P.バレカス1991：11）である。

インタビュー調査によれば、都市部では、公立病院に行けば無料で出産できるとのことであった。人口抑制法により、貧困層に対する避妊具の配布や、学校における性教育の推進などの取り組みもなされてはいるという。

### 3-5 人権侵害を受けやすい、スラムや路上での生活

「混雑した交差点で自動車の間をぬい、疾走する車を手慣れた身のこなしで交わしたり、ジープニーにひょいととび乗ったり、嫌がる運転手におかまもなく車の窓を素早く洗ったり拭いたりする子どもの姿をよくみかける。子どもたちは自分の仕事と、その収入がいかに少なかるうとも、両親を助けていることに、誇りを抱いている。他方、膨大な数の子どもが、親に遺棄されて、ホームレスとなっている」（シンシア.D.ノラスコ1994：61）といった実情がある。ほとんどのストリート・チルドレンは孤児ではない。多くは家族との接触を保ち、世帯所得の足しにするために路上に働きに出ている。その他、家出をしている場合は、身体的・心理的・性的虐待を受けたためであることが多い。ユニセフなどにより、ストリート・チルドレンは次の①～③のように分類的に称されることもあるが、現実的状况は常に流動的である。

- ① Children on the street：家族はいるが貧困のため路上で働いている。通学している場合もある。
- ② Children of the street：虐待や貧困、家族との関係が希薄、家出をしている
- ③ Abandoned Children：育児放棄等、親との関係が絶たれ、仲間と路上生活をしている。

報告書では、政府機関はストリート・チルドレンの人権が侵されていることを認めようとしなかったことが指摘されている。工場での搾取や留置所内での抑圧などとは違って、街頭をさまようこと自体は、自由や居住、健康、教育の権利を侵すものではないからである。そして街頭暮らし自体は、「奴隷労働」でもない。けれども人権は、不作為の行為によっても侵されることがある。現実的に基本的人権を守るべき家族のいない街頭での暮らしでは、あらゆる人権が侵され得るとみなければならない（国際人道問題独立委員会1988：181）。誰がそれらの権利を侵しているかを一つひとつ指摘できないとしても、そうであることが強調されている。

国際社会において国連は、1989年に子どもの権利条約を採択し、ほとんどの国が批准している。この条約は、子どもも「権利」を保有する主体であることを前面に打ち出し、これらの権利について包括的に規定し、第4条（締約国の実施義務）によって締約国は子どもの権利の実現のために立法措置、行政措置を講ずるように促している。このように子どもの権利条約は、幅広く定める子どもの権利を実現するために、すべての適切な立法措置、行政措置、その他の措置をとることを国家に義務づけた初めての法的文書という点においても意義がある（堀2015：49）。

さらに「子どもの権利条約」第34条（性的搾取・性的虐待からの保護）と第35条（誘拐、売買、取引の防止）を発展させ、「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに

関する子どもの権利条約の選択議定書」、「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」が国連で採択され、子どもの権利条約の強化が図られた。2011年には、「通信制度に関する選択議定書」が採択され、その目的は、子どもの権利委員会に子ども自身が通報できるようにすることであった。子どもは大人や女性と同じく、自分自身の声で世界に訴えることが可能になった（柄谷2015：220）。

ストリート・チルドレンになる背景は、子ども自身の問題よりも家庭や社会の影響が大きい。こうした子どもたちは、自分の力で将来の選択肢を広げ、貧困や路上の生活から脱却することは困難で、麻薬や薬物中毒、エイズで死んでしまう子どももいる。行政やNGO、国際機関などの介入と協力が必要であるが、ストリート・チルドレンを保護し、心身ともに健全に育てることは歳月を要するだけでなく、NGOスタッフが彼らの面倒を見て社会に参加させていくプロセスは予想以上の厳しさがある。しかしエンパワーメントを重視し、「やればできる」と自信をつけさせ、将来のビジョンを持つようになれば、良い方向に成長してゆくことが多い（堀2009：54）ことが、国際社会における展望でもある。

次章では、性暴力被害を受けたストリート・チルドレンへのNGOによるケアサポートの一端を把握していきたい。

#### 4. 性暴力被害児へのNGOによるケアサポート

##### 4-1 インタビュー調査結果

性暴力被害児へのNGOによるケアサポートに着目したインタビュー調査結果は、調査対象者の属性（表1）、性暴力被害児の事例（表2）、性暴力被害裁判の事例（表3）、性暴力被害裁判に関するインタビュー結果（表4）に要約、整理した内容を示した。

【表1 調査対象者の属性】

	性別	年齢	資格、(準ずるもの)	経験年数	就労経験場所
A	女性	61～	ソーシャルワーカー、会計士	32年	子ども事業所、他
B	男性	31～40	ソーシャルワーカー	16年4か月	子ども事業所、他
C	女性	51～60	(教員)(ケアギバー)	15年6か月	障がい児施設、他
D	女性	31～40	ソーシャルワーカー	10年6か月	子ども事業所
E	女性	21～30	ソーシャルワーカー	3か月	子ども事業所

【表2 性暴力被害児の事例】

	本人	加害者	被害当時の生活状況	ケアサポート後の状況
1	13歳 女性	路上で知り合った 二人の男性	母親との路上生活で仕事。 通学せず	高校生の時、性暴力被害に対し 裁判、勝利。大学卒業
2	15歳 女性	路上で知り合った 知人	母親と路上生活の後、保護施 設に。通学したりしなかった りの繰り返し。	母親、養父と生活。 大学卒業後、ITの企業に就職
3	6人姉妹 の長女と 次女	路上で知り合った 知人	橋の下で、母親と6人姉妹で 居住し、仕事。通学していた が困窮のため退学。	次女と三女は大学を卒業し、ソ シャルワーカーになった。二人 が30歳の長女の学費を工面し、 長女は通学中である。
4	女性	父親	両親、兄弟と同居	本人は父親を訴えることを決意 したが、母親が生活困窮を理由 に裁判に反対したため、事業所 で保護しサポートを続けた。

5	女性	祖父	母親は海外で働き、父親も仕事で週末しか戻らないため、母親の実家で生活。高熱のため受診した際に、膣内のちり紙の腐敗が原因と判明し、性的虐待が発覚	性的虐待発覚により保護したが、父親は義父（娘の祖父）を訴えないように主張。警察にもお金をつかませた。
6	13歳女性	外国人（児童買春）	母親と路上生活。母親が幼児買春させる。保護されたが逃げて路上に戻り、本人も他児童の買春仲介の仕事をする。	ある程度の訓練を積んだ後、かつて自分が保護された性暴力被害者を保護する施設でエデュケーターとして働いている。

【表3 性暴力被害裁判の事例】（表2の事例1）

本人の状況、経緯	サポート側の視点、当事者の事情
小さいころから13～15歳まで路上生活をしてきた。彼女は、とてもかわいい子で、ただ一生懸命に仕事をしていた。お母さんのそばで何かを売っていた。	男の子にアプローチするなどは全くなく、すごく純粋な子だったと思う。
マニラ市内に住んでいて、路上で13歳の時から性暴力を受けていた。そのため、一時期は保護施設で暮らしていた。	暴力をした二人はすごくいい人だと思っていて、「ちょっとこっちに行こう」と言われ、小屋みたいなところでレイプされた。
その彼女が、性暴力をした男性2人を訴えた。一人は持病があり、先に亡くなったが、一人はまだ刑務所に。未成年に対してだから終身刑だ。	性暴力を受けていたことに対して、闘おうという強い決意があった。厳しいことだが、それも乗り越えることができた。自信につながった。裁判の時は、この本部の事業所に滞在していた。
裁判に勝ってから、親元に戻っていった。その時は、母親は住むところをもっていった。彼女は母親、養父と暮らしながら、双子の異父姉妹もいた。他にも2人いて、合わせて5人の子どもがいた。	母親は、本質的なところでは全く知識がない人だった。母親は3年前、その子が25～27歳の時に亡くなった。
一生懸命に勉強する子であった。高校に行ったときは20歳だったので、それまで学校には行っていなかった。行っていたのかもしれないが、行っでは辞めということだったのかもしれない。	アフターケアとして、家族との生活の中でサポートを継続することになる。
高校を卒業し、大学にまで行った。2年のコースだが、ITコンピュータの勉強をしていた。大学は他学生も住むドミトリーに。学生になった時には一人の社会人として過ごせるようにした。IT関係の仕事をして3年になる。	奨学金も、授業料だけではなく、そのドミトリーのお金も払ってもらおう。そうしないと暮らせないし、施設の子になってしまうから。自立させるためにも、普通の学生が下宿するドミトリーに住まう。ソーシャルワーカーが時々訪問し、何かあれば連絡はするけれども、施設からではない。

【表4 性暴力被害裁判に関するインタビュー結果】

質問	回答
性暴力をした男性2人を訴えた。なぜそのように強くなれたのか。そういう気持ちを持てたのか。	性暴力の場合、今も色々な“me too”運動があるけれども、「仕方がなかった、私も悪かったかもしれない」と考え、それがその子を駄目にする。性暴力に対して闘うこと、援助者にエンパワーされて決心した。厳しくても裁判で闘っていく、そのことが自分を証明することになり、自信にもつながる。彼女が路上で生活していた時にソーシャルワーカーは、「いつでも迎え入れるよ」と、常に言い続けてきた。
裁判の費用	3～4年かかることもあるが無料だ。私たちNGOの顧問弁護士でもあるが、子どもの性暴力に対する裁判支援のための団体で、無料で裁判の弁護をしている。もちろん、その他の事案も有料での依頼はできるが。
性暴力被害児が裁判に訴えるかどうかについて	あなたは性暴力を受けた。裁判をするのか、しないのかの前に、こういう問題に関するセミナーに行かせる。闘おうと思った場合はどうなるのかという、トレーニングを行って、それを終えてから、やっていけるかどうかを自分自身で判断する。裁判所とはどのような場所なのかということを理解する。本人の意思がやっぱり一番重要ということ。つまり目の前に、自分に性暴力をした被告がいるから、それだけでも行きたくなくなるし、怖くなってしまったりする。セミナーを受けて、訴えるとならないと。それから裁判になる。

<p>裁判での証言について</p>	<p>本当に練習をしなければならない。どのように答えるか。そして決して相手を見ないということ。そうしないと、相手に睨まれたり、その時のことを思い出して、夜も眠れなくなるような状況になってしまう。そこにいるかもしれないけれども、何か質問に答える時にも、絶対にその人を見てはいけないと。弁護士を見なさい。裁判官を見なさい。あなたが頑張らなかったら、「ああ無罪になった」と、また別の子に性暴力をするからねと。自信をもって質問にも答えられないといけない。それができないと、諦めたり、「もういい」ってなげやりになったりするのです。</p>
<p>裁判での被害児への配慮について</p>	<p>今フィリピンの裁判所では、被害児と加害者が会わないように別室になっている場合が多い。良い方に改善されてきた。それは、私たちが子どもの人権保障、虐待に対して闘ってきたことによって、法務省を動かしてきたということが大きい。</p>
<p>裁判を通じた被害児の変化について</p>	<p>裁判そのものが、またそのプロセスが彼女たちの正義を作り出していく。裁判を通じて、全く無力な状態から成長していく姿を見てきた。勝ったときにはその子たちの大きな力となる。解放される気持ち。裁判中も、もしかして犯罪者が無罪になったら、復讐されるのではという、強い不安を持たなければならない。犯罪者が終身刑になって、ずっと刑務所の中だということを知って、安心して社会の中で暮らしている。</p>
<p>裁判を闘った子どもたちが、その後の人生——大学や仕事などで、差別的な扱いを受けることはないのか。</p>	<p>裁判のことは完全に秘密裏にする。就職する時も、これから寮で生活しているときも彼女たちが通っている学校でも同じく、全くの秘密にしている。ソーシャルワークの基本だ。レッテルを張るとか、絶対にさせてはいけないので。</p>
<p>通学する学校での教師による差別発言について</p>	<p>ガールズホームの子どもたちは、普通の学校に通っている。教師に対しても、ホームの子どもたちは問題にチャレンジしている子どもたちだと伝える。でもどのようなケース、問題を抱えているのかは教師にも伝えていない。逆に何か問題があれば言うて欲しいと依頼する。NGO施設の子どもたちを通学させるので、たとえば学校で物がなくなったりすれば、あの子たちに違いないと、先生たちが施設の子たちを疑った。路上で生活していた子どもたちかもしれないが、「あなたたちじゃないの」と先生からいうのは大間違いであると、ソーシャルワーカーも闘わなければならなかった。今は普通の子どもとして、そういう風な差別をすることもなくなり、先生も変わった。</p>
<p>裁判訴訟で、賠償金は求めないのか。</p>	<p>刑事裁判では、あくまでも有罪判決だけだ。保障の賠償金となると、もっと時間がかかってしまうし、私たちのケースの犯罪者は、お金を持っている人ではあり得ないので。</p>

以上が、インタビュー調査結果の内容である。

## 5. 考察

フィリピンの反レイプ法（The Anti-Rape Law of 1997）は改定刑法典を修正するもので、レイプの定義を拡大し、夫婦間レイプを法的に犯罪として認定した。レイプ被害者支援保護法（Rape Victim Assistance and Protection Act 1998）は、フィリピンの各州・都市にクライシス・センターを設立し、レイプ被害者を支援・保護すること<sup>3)</sup>を規定している。

また2022年3月には、性行為同意年齢を12歳から16歳に引き上げるように、刑法の一部を改正した。性行為同意年齢とは、性行為の同意能力があるとみなされる年齢のことであり、その年齢に達しない場合は、同意の有無を問わず犯罪となる。16歳未満との性交はレイプと見なされ、最大で終身刑が課せられる。但し、「恋人条項」とよばれる措置で、当事者同士が14歳以上で年齢差が4歳以内の場合、または12歳以上14歳未満で年齢差が3歳以内かつ合意であることが証明された場合には、レイプとはみなされず刑事責任は生じない<sup>4)</sup>。



法改正は進歩ではあるが、他方でマニラ貧困地域の青少年支援のソーシャルワーカーは、性行為同意年齢を引き上げることで、若年層のレイプがさらに横行することを危惧しているといった指摘もなされている。

日本でも性犯罪の刑法改正の議論はなされている。日本の性行為同意年齢は13歳で、明治時代に初潮の年齢に合わせたとも言われている。国連、人権団体は義務教育が終了する16歳に引き上げるように勧告している。この問題だけではなく、主に強姦罪・強制わいせつ罪として定められた条文の「暴行又は脅迫を用いて」に関してや女子のみを性犯罪被害者としている点など、様々な問題が包含されている。性的虐待などの性暴力被害の場合は、親や兄弟など身近な家族により、幼少期から暴行や脅迫を用いられることなく被害にあう事例も後を絶たず、「多くの性暴力被害者を性犯罪被害者ではないと門前払いしてきた」（山本2017：241）という側面がある。

インタビュー調査では、「裁判をするのか、しないのかの前に、性的暴行問題に関するセミナーに行かせる。闘おうと思った場合はどうなるのかというトレーニングを行って、それを終えてから、裁判所とはどんな場所なのかということを含め、裁判に訴えるかどうかを子ども自身で判断する。本人の意思がやっぱり一番重要ということだ」と述べられていた。

『子どもへの性暴力——その理解と支援』でも、フィリピンでのセミナーのような機会が必要であることに言及している。性的虐待を受けた子どもの心理を理解するものとして、性的虐待順応症候群という次の①～⑥のような概念（藤森、野坂2013:37）も考慮すべきであるためだ。

- ① 秘密を守ろうとする (Secrecy)
- ② 無力感にさいなまれる (Helplessness)
- ③ 罵にかけられたように感じ、逃げられない状況に対して、自分を犠牲にして適応しようとする (Entrapment and accommodation)
- ④ 告白が遅れる、または矛盾がある、本当とは思えない内容を語る (Delayed, conflicted and unconvincing disclosure)
- ⑤ 告白を撤回する (Retraction)

このように子どもの心は揺れ動くため、少しの状況変化や言葉かけで子どもの証言は変わりかねないことが指摘されている。子どもの揺れ動く心を理解しながら安全を確保し、加えて子どもの証言の立証性を確保するためには、専門的なスキルや整った環境が必要だ（藤森、野坂2013：38）とされている。

インタビュー調査では、「今フィリピンの裁判所では、被害者と加害者が会わないように別になっている場合が多い。それは良い方に改善されてきた。私たちが子どもの人権保障、虐待に対して闘ってきたことによって、法務省を動かしてきたということが大きい」ことも語られていた。

フィリピンの性的暴力事件の裁判において、次の①～②のような配慮がなされるようになった<sup>5)</sup> という。

- ① 裁判官が着る黒いガウンは子どもたちにとって怖いもの。こうした裁判の時には、裁判官はガウンを着ない動きが進んでいる。
- ② 性的暴力を受けた子どもが裁判で証言するとき、別室でテレビを通じて証言を行うことができるようになった。子どもが怯えずに証言でき、公正な審判が行われるようにするためである。ユニセフでは、子どもが証言するためのカメラやテレビなどの機器を提供してい

る。

性的暴力は子どもに大きな傷だけでなく、やり場のない気持ちを残す。とくに父親による性的虐待などは、父親を思う母親の気持ちを考えると、はっきり自分の気持ちを表せないことがある。

日本においては、成人女性の事例だが、自宅で性暴力被害に遭った被害者にとって、フラッシュバック反応が起きやすい場面があり心身の負担が大きいため、捜査初期段階から被害者支援員が付き添い、体調に配慮する必要があるとされている。警察や被害者支援団体の支援員が不可欠だが、現状では研修を受けた人材の不足問題等、課題はあるが検討がなされている。また再現実況見分には全てダミー人形を使用するが、普及して数年のため実践的な問題もある(日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会2015:76) のが実情だ。

今後も裁判における性暴力被害児等への配慮が具体的に実践されていくことは、子どもの人権保障の観点からも極めて重要である。

フィリピンの性暴力被害児の裁判事例では、ケアサポートを通じて犯罪被害児としてのストリート・チルドレンが、全く無力な状況から成長し解放されるとともに、そのような実践の蓄積過程が国家の法整備、裁判の在り方にも変革をもたらすという強い意識性のもとで、弁護士をはじめとした専門家との協働もなされていることが把握できた。そのような実践は、ストリート・チルドレンの権利保障拡大とともに、国際的な経済支援や個人への奨学金の拡充にもつなげていける大きな展望になり得るに違いないと確信する。

## 6. おわりに

『フィリピンの少女ピア——性虐待をのりこえた軌跡』は、両親と暮らしたことがなく、8歳からセックスワーカーになったピアの経緯や状況が記されている。1996年1月に児童買春をしていた外国人男性2人が、ピアともう一人の少女に対する「児童への性的虐待」の容疑で逮捕された。ところが2人は保釈金を支払うとともに、裁判では無罪を主張し、次の裁判には出廷しなかった。国外に逃げられないように裁判所から身柄拘束令が出され、警察にパスポートも所持品も押収されていたにも関わらず、2人は多額の賄賂を警察関係者に渡して母国に逃げ帰っていたのだ。

ピアの支援団体は、フィリピン政府と容疑者が逃げ帰ったドイツの政府に対して抗議した結果、特別領域外法により、1996年12月にドイツで再び裁判が開かれた。ピアは支援者とともにドイツに渡り証言した。ドイツの裁判所では、ピアが精神的に辛くならないように色々な配慮がされていたという。被疑者は子どもへの性虐待の容疑で有罪となり、3年6か月の禁固刑となった。ピアを助けた法律顧問は、「彼はフィリピンから逃げたので、フィリピンで裁判にかけることができなかった。ドイツの法ではたった3年の禁固刑だったが、当時ピアは9歳だったので、もしフィリピンで裁かれれば、もっと重い刑を受けたであろう」(中島・野川 2006:60-63, 91-94) と話した。

フィリピンなどの発展途上国においてはとくに犯罪にかかる賄賂等による不正が深刻な側面も認められるが、だからこそ(不正を是正すべく)、ストリート・チルドレンへの多方面からの支援に関する社会的発信は、子どもの権利条約の実効性を高める道筋に他ならないのではないだろうか。

## 注

- 1) 渋谷光美「子ども期における貧困とケアサポート——フィリピンでのソーシャルワーク事例を通じた検討」、『羽衣国際大学人間生活学部紀要』第16巻, 羽衣国際大学, 2021, pp.1-11.
- 2) 公益財団 国際労働財団フィリピンの基本情報、「主要産業」、「労働力人口」[https://www.jilaf.or.jp/country/asia\\_information/AsiaInfos/view/25](https://www.jilaf.or.jp/country/asia_information/AsiaInfos/view/25)（参照2022.10.14）.
- 3) 男女共同参画局『東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査報告書』[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/2007houkoku.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/2007houkoku.html)  
「第8章 フィリピン共和国」[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/8\\_philippines.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/8_philippines.pdf)（参照2022.10.14）.
- 4) ASEAN PORTAL, 「フィリピンは性行為同意年齢を16歳に引き上げ、恋人条項も」2021.12.20. <https://portal-worlds.com/news/philippines/26289>（参照2022.10.14）  
AFP BB News, 「フィリピン、性交同意年齢を16歳に引き上げ」2022.3.8.  
<https://www.afpbb.com/articles/-/3393873>（参照2022.10.14）.
- 5) 日本ユニセフ協会, 「世界の子どもたち 家庭崩壊 性暴力から守る〈フィリピン〉」、信濃毎日新聞2004.10.19掲載分[https://www.unicef.or.jp/children/children\\_now/philippines/sek\\_ph09.html](https://www.unicef.or.jp/children/children_now/philippines/sek_ph09.html)（参照2022.10.14）.

## 引用、参考文献

- (1) 藤森和美, 野坂裕子編『子どもへの性暴力——その理解と支援』誠信書房, 2013.
- (2) 藤岡秀英, 山岡淳「フィリピンにおけるNGOによる社会政策の可能性」『国民経済雑誌』Vol.202, No.2, 神戸大学経済経営学会, 2010, pp.47-65.
- (3) 堀芳江「北タイのストリート・チルドレンとNGO」『国際関係のなかの子どもたち』, 初瀬龍平, 松田哲, 戸田真紀子編, 晃洋書房, 2015, pp.42-59.
- (4) 堀芳江「タイ北部のストリート・チルドレンとNGO」『国際関係のなかの子ども』, 初瀬龍平, 松田哲, 戸田真紀子編, お茶の水書房, 2009, pp.45-60.
- (5) 井出穰治『フィリピン——急成長する若き大国』中公新書, 2017.
- (6) 井上瞳「性暴力被害とトラウマを再考する——新自由主義とポストフェニズムの観点から」『未来共創』Vol.8, 大阪大学大学院人間科学研究科, 2021.
- (7) ILOフィリピン・プロジェクトチーム, 日本労働組合総連合会訳『フィリピンの児童労働と観光産業』明石書店, 2001.
- (8) 柄谷利恵子「子どもを守る法的枠組み」『国際関係のなかの子どもたち』初瀬龍平, 松田哲, 戸田真紀子編, 晃洋書房, 2015, pp.218-232.
- (9) 国際人道問題独立委員会, 日本ユニセフ協会訳『ストリート・チルドレン——都市化が生んだ小さな犠牲者たち』, 草土文化, 1988.
- (10) M.R.P.バレスカス, 河口和也, 森正美他訳『フィリピンの子どもたちはなぜ働くのか——アジアの子どもの社会学』明石書店, 1991.
- (11) 日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会『性暴力被害の実態と刑事裁判』信山社,

2015.

- (12) 中島早苗, 野川未央『フィリピンの少女ピア——性虐待をのりこえた軌跡』大月書店, 2006.
- (13) 太田和宏『貧困の社会構造分析——なぜフィリピンは貧困を克服できないのか』法律文化社, 2018.
- (14) 渋谷光美「子ども期における貧困とケアサポート——フィリピンでのソーシャルワーク事例を通じた検討」『羽衣国際大学人間生活学部紀要』第16巻, 羽衣国際大学, 2021, pp1-11.
- (15) 渋谷光美「フィリピンのNGOによる生活に困難を抱える子どもと家族へのケアサポート」『地域ケアリング』Vol.24, No10, 北隆館, 2022, pp.48-51.
- (16) シンシア・D・ノラスコ, アジア社会学セミナー訳『フィリピンの都市下層社会』, 明石書店, 1994.
- (17) 山本潤『13歳、私をなくした私——性暴力と生きることのリアル』, 朝日新聞社, 2017.

#### 謝辞

本調査への御協力、御支援を頂きました、フィリピン、メトロ・マニラのNGO代表の方、スタッフの皆様方、ケソン市在住の穴田久美子氏、Dr. Hernand Delizoに対しまして、深く感謝を申し上げます。

なお本稿は、科学研究費助成事業研究「フィリピンにおける生活困難層の子どもへのケアサポートに関する研究」（課題番号：19K02203、研究代表者：渋谷光美）による研究成果の一部である。